

## 令和 7 年度呉市社会福祉施設等施設整備補助について

### 【目的】

国の社会福祉施設等施設整備費国庫補助金等を活用した呉市社会福祉施設等施設整備費補助により、必要性の高い社会福祉施設の整備を促進する。

### 【補助対象】

令和 7 年度の補助の対象は、国の社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱（以下「国補助金要綱」という。）第 2 の 2 の表の第 1 号及び第 3 号から第 6 号まで、並びに次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱（以下「国交付金要綱」という。）4 の（2）表の(1)に掲げる施設について、令和 7 年度の単年度事業で整備が完了する予定の施設整備の中から呉市が選定する。

### 【選定基準】

補助対象の選定に当たっては、国要綱の趣旨に従うほか、新規性及び緊急性の観点から、補助により整備を促進する必要性が極めて高いと呉市が判断した事業とする。

また、国補助金要綱第 2 の 2 の表の第 3 号から第 6 号まで、並びに国交付金要綱 4 の（2）表の(1)に掲げる施設の整備については、呉市障害福祉計画の重点的な取組を促進する効果の高い施設整備を優先的に選定する。

なお、国庫補助が実施されない施設整備についての市の単独助成は行わない。

### 【補助件数】

令和 7 年度の補助件数は、原則 1 案件とする。

ただし、原則の 1 案件のほかに、新規性又は緊急性が著しく高い事業が含まれる場合には 1 案件を超えて対象とする。